

平成21年6月19日

各 位

会 社 名 ソマール株式会社  
代表者名 代表取締役社長 常川 謙二  
(コード番号 8152 東証二部)  
問合せ先 I R 部 長 近澤 美弘  
TEL 03-3542-2160

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月15日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成21年6月26日開催予定の第62回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 当社の事業の現状に則し、事業内容の明確化を図り、また今後の事業の多様化に対応するため、事業の目的事項を追加するものであります。(現行定款第2条)
- (2) 平成16年6月9日に公布された「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)が平成21年1月5日に施行され、上場株式は一斉に振替株式に変更されたこと(いわゆる「株券電子化」といいます。)から、これに対応するため、株券の存在を前提とした規定の削除、条数の繰上げ及びその他所要の変更を行うものであります。  
また、本変更に係る経過的な措置を定めるため附則を設けるものであります。(変更案附則第1条及び第2条)
- (3) 当社取締役会の機能に関連して、当社の現状に則し、現行定款第25条(理事、顧問および相談役)に文言を追加するものであります。
- (4) 現行定款第7条の削除に伴い、現行定款第7条以下の条数を各1条ずつ繰上げるものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成21年6月26日(金)
定款変更の効力発生日	平成21年6月26日(金)

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変 更 案
<p>(目 的)</p> <p>第2条</p> <p>当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 次の物品の製造、加工、販売<u>並びに</u>輸出入、仕入販売、仲介<u>及び</u>代理業</p> <p>化学薬品、農薬、肥料、製紙原材料、窯業材料、医薬品、医薬部外品、医療用器具、医療材料、化粧品、石油化学系製品、化学工業製品、塗料、接着剤、合成樹脂、合成樹脂製品、映画材料、写真材料、情報記録材料、設計製図用材料、印刷材料、製版材料、感光性材料、電気絶縁材料、電子材料、半導体材料、電気・電子機器用部品、流体濾過材料、流体濾過用部品、油液分離用材料、天然または合成繊維、衣料品、合成皮革、日用品雑貨、包装材料、研磨材、畜産食料品、農産保存食料品、調味料、食品添加物、酒類、飲料、香料、香水、運動競技用具、事務用品、事務用器具、土木建築材料、防水材料、防蝕材料</p> <p>2. 建築工事の設計、施工、請負<u>及び</u>塗装、防水工事の設計、施工、監督管理<u>並びに</u>請負業</p> <p>3. 情報処理装置<u>及び</u>コンピュータープログラム・ソフトウェア販売<u>並びに</u>賃貸業</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(目 的)</p> <p>第2条</p> <p>当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 次の物品の製造、加工、販売<u>ならびに</u>輸出入、仕入販売、仲介<u>および</u>代理業</p> <p>化学薬品、農薬、肥料、<u>園芸・農水産用材料</u>、製紙原材料、窯業材料、医薬品、医薬部外品、医療用器具、医療材料、化粧品、<u>衛生用品</u>、石油化学系製品、化学工業製品、<u>燃料</u>、塗料、接着剤、合成樹脂、合成樹脂製品、映画材料、写真材料、情報記録材料、設計製図用材料、印刷材料、製版材料、感光性材料、電気絶縁材料、電子材料、半導体材料、<u>電気・電子機械器具</u>、電気・電子機器用部品、流体濾過材料、流体濾過用部品、油液分離用材料、天然または合成繊維、衣料品、合成皮革、日用品雑貨、包装材料、研磨材、<u>食料品</u>、畜産食料品、農産保存食料品、<u>嗜好品</u>、調味料、食品添加物、<u>農産物</u>、<u>水産物</u>、酒類、飲料、香料、香水、運動競技用具、事務用品、事務用器具、土木建築材料、防水材料、防蝕材料、<u>酵素類</u> <u>および</u>微生物製品</p> <p>2. 建築工事の設計、施工、請負<u>および</u>塗装、防水工事の設計、施工、監督管理<u>ならびに</u>請負業</p> <p>3. 情報処理装置<u>および</u>コンピュータープログラム・ソフトウェア販売<u>ならびに</u>賃貸業</p> <p>4. <u>画像情報処理技術、システム技術、ネットワーク技術、コンピューター技術等を用いた3DデザインやWEBサイトその他各種情報ならびにその媒体等の企画、編集、制作、加工、運営および販売</u></p> <p>5. <u>広告宣伝事業に関する業務</u></p> <p>6. <u>インターネット等による情報提供サービス業</u></p> <p>7. <u>人材育成、能力開発のための教育事業</u></p>

現行定款	変 更 案
<p>5. <u>不動産の管理並びに賃貸業</u></p> <p>6. <u>前各号に付帯関連する機械、機器装置及びその運転プログラムの設計、製作、販売、据付、仲立、賃貸業、調査、研究、開発、分析、測定、評価、技術指導の受託、エンジニアリング業、倉庫業、一般貨物運送業、通関代理業</u></p> <p style="text-align: center;">第2条 4. 7. 第3条 ～ 第6条 (条文略)</p> <p><u>(株券の発行)</u></p> <p>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。 <u>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</u></p> <p style="text-align: center;">第8条 (条文略)</p> <p>第9条 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>2. <u>当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。</u> <u>ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 3. <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p style="text-align: center;">第11条 ～ 第14条 (条文略)</p>	<p>9. <u>不動産の管理ならびに賃貸業</u></p> <p>10. <u>前各号に付帯関連する機械、機器装置およびその運転プログラムの設計、製作、販売、据付、仲立、賃貸業、調査、研究、開発、分析、測定、評価、技術指導の受託、エンジニアリング業、倉庫業、一般貨物運送業、通関代理業</u></p> <p style="text-align: center;">第2条 8. 11. 第3条 ～ 第6条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(単元株式数)</p> <p style="text-align: center;">第7条 (現行どおり)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、1,000株とする。 (削 除)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 3. <u>当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p style="text-align: center;">第10条 ～ 第13条 (現行どおり)</p>

現行定款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条</p> <p>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主(実質株主を含む。以下同じ。)に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">第16条 ～ 第24条 (条文略)</p> <p>(理事、顧問および相談役)</p> <p>第25条</p> <p>取締役会は、その決議によって理事、顧問および相談役を置くことができる。</p> <p style="text-align: center;">第26条 ～ 第37条 (条文略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設) (新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条</p> <p>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">第15条 ～ 第23条 (現行どおり)</p> <p>(<u>執行役員</u>、理事、顧問および相談役)</p> <p>第24条</p> <p>取締役会は、その決議によって<u>執行役員</u>、理事、顧問および相談役を置くことができる。</p> <p style="text-align: center;">第25条 ～ 第36条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p>第1条</p> <p><u>当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>第2条</p> <p><u>附則第1条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、同日の経過をもってこれを削除するものとする。</u></p>